

災害等情報（詳報）

鉱種： ろう石	鉱山の所在地： 山口県					
災害等の種類： （坑外）墜落	発生日時： 平成26年3月12日（水） 9時05分頃	罹災者数	死	重	軽	計
				1		1
罹災者 年齢、職種、直轄・請負の別、勤続年数、うち担当職経験年数： 63歳、選鉱員、直轄、勤続年数5年11ヶ月、うち経験年数5年11ヶ月						
罹災程度：右肘関節脱臼骨折、内側側副靭帯断裂 （尺骨鉤状突起骨折、上腕骨内顆骨折）（休業見込み日数：90日）						
<p>【概要】</p> <p>罹災者、保安統括者ほか1名は、閉山に向けて、共同で元鉱ホッパーの解体作業を行っていた。</p> <p>罹災者は保安統括者と共に元鉱ホッパーの踊り場にあがり、吊り上げ用ワイヤーをフックに取り付けようと待機していたところ、突然踊り場が落ち、共に2.1m下のフロア（クラッシュャー撤去済み）へ墜落した。（保安統括者には怪我がなかった。）</p> <p>踊り場は、1箇所が踊り場の先端部が土場に乗っており、2箇所が溶接により固定されていたが、数日前のグレーチング足場解体時に溶接による固定箇所のうち1箇所が溶断されていた。</p> <p>なお、災害発生前までは、踊り場に乗って作業を行っていたが特に異常は認められなかった。</p>						
<p>【原因】</p> <p>○踊り場の固定箇所が解体時に溶断され、この状態で二人あわせて約140kgの者が上がったため、踊り場の溶接部が耐えられなくなり破断し、二人と共に落下した。（1名罹災）</p> <p>○保安規程中に高所作業について規定しているが、今回の踊り場での作業は、高所作業との認識がなく、安全帯を着用していなかった。</p> <p>○解体作業に慣れていない鉱山労働者が作業を行ったため、今回の災害についての危険予知が不足していた。</p>						
<p>【対策】</p> <p>○解体作業の高所部については、鉱山労働者が行わず、解体業者に委託した（4月4日より解体開始）。</p> <p>○解体業者への委託により、閉山に向けた作業から高所作業を無くした。万が一高所作業を行う場合は、教育を行う。</p>						
<p>【参考情報等】</p> <p>○非常作業を行うに当たっては、作業する労働者の技能、鉱山にある機械・器具で、安全に作業を行えるか、作業手順等を検討し、必要な保安教育を含めた保安対策を実施しましょう。</p>						

○鉱山保安法令や労働安全衛生法令における参考規定は以下のとおりです。

< 鉱山保安法令 >

- ・保安規程の遵守(鉱山保安法第21条)
- ・機械、器具及び工作物の使用(鉱山保安法施行規則第12条)
- ・鉱山等に設置される施設に関する共通の技術基準(鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令第3条第1号)
- ・「作業方法」又は「作業手順」を定めることを要す主な作業として「高所作業」(鉱業権者が講ずべき措置事例第10章3(30))

< 労働安全衛生法令 >

- ・高さが2m以上の箇所で行う場合(労働安全衛生規則第518条)
- ・作業場の床面(労働安全衛生規則第544条)

【お問い合わせ先】

中国四国産業保安監督部 鉱山保安課 杉山、墨田

電話番号 082-224-5755



災害発生前の状況



落下した踊り場